

泊村通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成29年 9月

泊村通学路安全対策推進会議

1、趣旨

近年、全国各地で登下校中に児童生徒が交通事故に遭い、死傷者が発生したり、不審者による事件に巻き込まれたりするという事故が発生しております。

本村においては、児童のほとんどがスクールバスでの通学のため、通学途中での交通事故等は皆無と言って良い状況にあります。しかしながら、村外からの釣り客や行楽を楽しむドライバーが春から秋にかけて多いことと、また、最近、クマの出没により、大人の付き添いが必要になるケースも出てきており、スクールバスの乗り降りの際の指導が必要なのが現状です。

地域や学校では、交通安全運動や交通安全教室、スクールバス添乗指導、停留所での待機児童への指導等の取り組みを行い、必要な安全に努めてきました。

今後は、引き続き、通学時の安全を確保することをねらいとして、地域の関係機関が連携し「泊村通学路安全対策プログラム」を策定することで、児童生徒が安全に通学できるように推進していきます。

2、泊村通学路安全対策推進会議の設置

通学路については、実際に通学路を利用する児童生徒への安全教育、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自の対策を行うとともに連携を強化することが、より効果的なものになるとおさえます。

以下の機関、団体による「泊村通学路安全対策会議」を設置し、効果的な安全対策の実現を図ります。

<推進会議構成メンバー> ~代表者各1名~

泊小学校、泊中学校、泊村PTA連合会、泊村駐在所、泊村地域会連合会

泊村交通安全推進委員会、泊村教育委員会

※基本的に検討事項がある場合、点検と対策の2回、会議を開催することになります。

3、取り組みの方針

継続的に通学路の安全を確保するため、点検を行ったり、対策を講じたりするとともに、対策実施後の効果把握も行い、安全対策の改善・充実を図ります。

4、通学路安全対策への取り組み

(1) 危険箇所の抽出

- ① 4月以降、児童生徒の通学路について、小・中学校で保護者等を通して危険箇所を把握し、教育委員会に連絡します。
- ② 教育委員会では、危険度・緊急度が特に高いと判断された危険箇所については、推進会議に調査結果の提出を待つことなく、関係管理者に危険箇所を報告します。報告を受けた各管理者は、個別に対応します。

(2)不審者情報やクマの出没情報があった場合

- ① 各学校へ連絡、児童生徒の安全を配慮し、保護者の迎えか、教師同伴の上、下校させます。登校時の場合は、親の配慮により対応します。
- ② 関係機関での対応(駐在所、役場産業課、情報担当等)

(3)通学路安全対策推進会議の開催

- 各小・中学校から報告された危険箇所は、教育委員会が取りまとめ、通学路安全対策推進会議において、合同点検する箇所を設定します。
- 合同点検及び対策案を同会議にて精査・調整することにより効果的な通学路の安全対策の実施を目指します。
- 推進会議では、主に以下の点について協議、調整を行います。
 - ① 各学校から提出された危険箇所の危険・緊急性についての精査
 - ② 合同点検の参加者(推進会議構成メンバー以外も)、日程の調整
 - ③ その他、推進会議構成メンバーで協議・調整が必要な事項
 - ④ 合同点検実施後、各関係機関により立案された対策案の精査及び調整
 - ⑤ 対策実施に向けた関係部署の連携確認

(4)合同点検の実施

推進会議で設定された箇所の合同点検を関係者で行います。

(5)対策案の検討

合同点検の結果をふまえ、対策が必要と確認された箇所ごとの具体的な対策案を関係機関により検討いたします。

(6)対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施可能なものについては緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの(歩道の新設・拡張、交差点改良、信号設置等)についても整備に向けた計画を進め、実施に向け取り組みます。

(7)対策効果の検証

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、児童生徒が安全になったと感じているのかどうか等、学校への聞き取りなどを実施して通学路の安全性についての効果を検証します。

(8)対策案の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果をふまえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5、 点検箇所の公表

点検結果や対策内容について、村民に周知が必要な場合は、広報等で知らせます。

以上